

大分県報

平成二十一年
第二〇六七号
五月十五日

(金曜日)

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
- 大規模小売店舗に係る公示……………二
- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………三
- 指定施設要件変更保安林……………四
- 付保義務の発生……………四
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可(二件)……………四
- 大在地区コンテナターミナル使用料の徴収事務の委託……………六
- 選挙管理委員会告示……………七
- 政治資金規正法第十七条第二項の適用……………七
- 訓令 甲……………七
- 教育委員会訓令……………七
- 企業局訓令……………八
- 大分県水源地域対策委員会設置規程の一部改正……………八
- 監査公表……………八
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………八

告示

- 大分県告示第四百十二号……………一
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成二十一年五月十五日……………一

大分県知事職務代理者

平成二十一年五月十五日

大分県副知事 二日市 具正

一 変更申請のあった年月日

平成二十一年四月二十四日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 水辺に遊ぶ会

三 代表者の氏名

足利 由紀子

四 主たる事務所の所在地

中津市中央町二丁目八番三十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、自然環境と人間社会の豊かな調和をめざし、持続可能な社会を追究することを目的とし、様々な情報の蓄積とそれに基づいた啓発活動を広く行い、地域の自然と人とのよりよい関係づくりに寄与する。

六 定款変更の内容

役員事項の変更

大分県告示第四百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コープしもごおり店

大分市大字下郡字竹ヶ下三千百六十番十三 外七筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

生活協同組合 コープおおいた

代表理事 工藤 則男

大分県報(告示)

- (二) 大分市青崎一丁目九番三十五号
大規模小売店舗において小売業を行う者
生活協同組合コープおおいた
代表理事 工藤 則男
大分市青崎一丁目九番三十五号
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年十二月十八日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百七十二平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 七十三台
(二) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側及び建物敷地北側 三十九台
荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 七十二平方メートル
建物西側 六十五平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 十七・六立方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十一時
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十一時三十分まで
(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
三箇所 建物敷地北東側、北側及び西側
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設No.一 午前六時から午後十時まで
荷さばき施設No.二 午前〇時から午前六時まで
- 届出年月日
平成二十一年四月十七日

- 三 関係書類の縦覧
1 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び中部振興局
 - 2 縦覧期間
平成二十一年五月十五日から同年九月十四日まで
 - 四 その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十一年九月十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を中部振興局に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。
- ~~~~~
- 大分県告示第四百十四号**
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、次のとおり法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十一年五月十五日
- 大分県知事職務代理人
大分県副知事 二 日 市 具 正
- 一 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マンガ倉庫大分東店
大分市大字皆春字内門六百四番地
株式会社チエンジ
代表取締役 長 瀬 功
佐賀県鳥栖市轟木町千七百七十九番地一
 - 3 変更しようとする事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 株式会社ベスト電器

代表取締役社長 濱 田 孝

福岡市博多区千代六丁目二番三十三号

株式会社エブリワン

代表取締役社長 富 田 晋

熊本市流通団地二丁目十一番地

変更後 株式会社チェンジ

代表取締役 長 瀬 功

佐賀県鳥栖市轟木町千七百七十九番地一

株式会社エブリワン

代表取締役社長 富 田 晋

熊本市流通団地二丁目十一番地

(二) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社ベスト電器

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

株式会社エブリワン

二十四時間営業

変更後 株式会社チェンジ

二十四時間営業

株式会社エブリワン

二十四時間営業

4 変更する年月日

平成二十一年五月一日

5 変更しようとする事項以外の事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六百九十九平方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

店舗南・東側 百五十一台

(2) 駐車場の位置及び収容台数

店舗南側 十二台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

店舗北側 七十四・二平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗北側 九・〇立方メートル

店舗北側 九・〇立方メートル

店舗北側 九・〇立方メートル

店舗北側 三・〇立方メートル

合計 三〇・〇立方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

第一駐車場 二十四時間

(2) 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

四箇所 店舗敷地西側、南側及び北側

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後六時まで

二 届出年月日

平成二十一年四月二十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び中部振興局

2 縦覧期間

平成二十一年五月十五日から同年九月十四日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十一年九月十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を中部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保
安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年五月十五日

大分県報（告示）

平成二十一年五月十五日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐伯市 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所 (関係する振興局を含む。) に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百十六号

別府市加入区について、漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十一年五月十五日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

大分県告示第四百十七号

公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

平成二十一年五月十五日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

大分県告示第四百十七号

公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

平成二十一年五月十五日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 しゅん功認可の年月日

平成二十一年三月二十六日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

東国東郡姫島村一六三〇番地一

姫島村

代表者 姫島村長 藤 本 昭 夫

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域

東国東郡姫島村字稲積四九四七番二及び四九一七番一六先の公有水面

第二区域

東国東郡姫島村字稲積四九一七番一六及び四九一七番二三先の防波堤先の公有水面

2 区域

第一区域

次の各地点を順次に結んだ線及びホ点とイ点とを結ぶ春分秋分の満潮位 (プラス三・五〇メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イ点 姫島村東浦漁港工事基準点 (北緯三三度四三分五四秒二二九、東経一三一度四一分四四秒三九九) から二二二度一六分三〇秒三・六九メートルの地点

ロ点 イ点から二二四度一三分〇〇秒一七・二〇メートルの地点

ハ点 ロ点から三〇四度四九分五三秒一〇・一一メートルの地点

ニ点 ハ点から二六八度五二分一八秒八九・九四メートルの地点

ホ点 ニ点から三五八度二〇分二五秒七・八七メートルの地点

第二区域の一

次の各地点を順次に結んだ線及びナ点とヘ点とを結ぶ春分秋分の満潮位 (プラス三・五〇メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

ヘ点 姫島村東浦漁港工事基準点 (北緯三三度四三分五四秒二二九、東経一三一度四一分四四秒三九九) から二六七度〇九分四八秒一一〇・七三メートルの地点

ト点 ヘ点から一七八度三三分四八秒八・九一メートルの地点

ラ点 ト点から一七八度三六分二二秒五・七一メートルの地点

チ点 ラ点から八五度二八分二四秒九〇・五三メートルの地点

リ点 チ点から一二四度〇六分四六秒九・三九メートルの地点

大分県副知事 二 日 市 具 正

- 又点 リ点から二二四度〇六分〇一秒九九・四九メートルの地点
- ル点 又点から二九八度四二分三八秒一九・六五メートルの地点
- ヲ点 ル点から二八度四一分四七秒〇・三七メートルの地点
- ワ点 ヲ点から二九八度四〇分三九秒五・三九メートルの地点
- カ点 ワ点から二〇八度五九分四〇秒〇・三六メートルの地点
- ヨ点 カ点から二九八度四二分四一秒一〇九・一八メートルの地点
- タ点 ヨ点から二八度四四分五五秒〇・三六メートルの地点
- レ点 タ点から二九八度四九分〇六秒五・三九メートルの地点
- ソ点 レ点から二〇九度一八分二八秒〇・三七メートルの地点
- ツ点 ソ点から二九八度四三分五五秒二・〇七メートルの地点
- ネ点 ツ点から二〇九度一四分五六秒〇・六三メートルの地点
- ナ点 ネ点から二九八度四二分一九秒四・九七メートルの地点

第二区域の二

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

- ウ点 姫島村東浦漁港工事基準点（北緯三三度四三分五四秒二二九、東経一三二度四一分四四秒三九九）から二三八度三二分一八秒二二・八二メートルの地点
- ム点 ウ点から二六五度三〇分一四秒九〇・四七メートルの地点
- ニ点 ム点から三五七度五二分三二秒五・六六メートルの地点
- ハ点 ニ点から二六八度五二分一八秒八九・九四メートルの地点

3 面積

- 第一区域 八七六・六〇平方メートル
- 第二区域計 九、七四一・四八平方メートル
- 第二区域の一 九、四六九・七五平方メートル
- 第二区域の二 二七一・七三平方メートル
- 合計 一〇、六一八・〇八平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

平成十七年二月十日指令漁整第二一十号

五 縦覧の場所

姫島村役場

大分県告示第四百十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり

公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

平成二十一年五月十五日

大分県知事職務代理人

大分県副知事 二日市 具正

一 しゅん功認可の年月日

平成二十一年四月十三日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

東国東郡姫島村一六三〇番地一

姫島村

代表者 姫島村長 藤本 昭夫

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域

東国東郡姫島村字北一三二一番二、一三二一番七及び一三二一番九に至る地先の公有水面

有水面

第二区域

東国東郡姫島村字北一三二一番四から一三二一番一の地先の公有水面

2 区域

第一区域

- 次の各地点を順次に結んだ線及びエ点とイ点を結ぶ春分秋分の満潮位（プラス三・五〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- イ点 姫島村北浦漁港工事基準点一（北緯三三度四三分四八秒八一、東経一三二度三八分四九秒五八四）から三四六度五九分五二秒八・五九メートルの地点
- ロ点 イ点から三三度四三分一〇秒〇・五四メートルの地点
- ハ点 ロ点から三三三度〇〇分二一秒一三・九三メートルの地点
- ニ点 ハ点から四三度一八分一九秒一一・一七メートルの地点
- ホ点 ニ点から一四二度五五分〇五秒一六・七〇メートルの地点
- ヘ点 ホ点から二三三度〇六分二六秒一・〇〇メートルの地点
- ト点 ヘ点から一四二度五三分〇八秒三・〇〇メートルの地点
- チ点 ト点から五三度一三分五九秒一・〇〇メートルの地点
- リ点 チ点から一四二度五九分〇六秒七・四三メートルの地点
- 又点 リ点から二三二度四五分四八秒一・〇〇メートルの地点

ル点 ヌ点から一四三度〇〇分四三秒三・〇〇メートルの地点
 ヲ点 ル点から五二度三〇分〇四秒一・〇〇メートルの地点
 ワ点 ヲ点から一四二度五九分四二秒七・〇五メートルの地点
 カ点 ワ点から二三三度一七分二六秒一・〇〇メートルの地点
 ヨ点 カ点から一四三度〇二分一八秒三・〇〇メートルの地点
 タ点 ヨ点から五四度〇七分二六秒一・〇〇メートルの地点
 レ点 タ点から一四二度五九分三三秒一・〇七メートルの地点
 ソ点 レ点から二三三度〇〇分五五秒一・〇〇メートルの地点
 ツ点 ソ点から一四三度〇〇分〇一秒三・〇〇メートルの地点
 ネ点 ツ点から五二度四〇分五九秒一・〇〇メートルの地点
 ナ点 ネ点から一四二度五九分二四秒二・一〇メートルの地点
 ラ点 ナ点から二三三度一四分四〇秒一・〇〇メートルの地点
 ム点 ラ点から一四三度〇〇分一四秒三・〇〇メートルの地点
 ウ点 ム点から五三度〇四分二三秒一・〇〇メートルの地点
 辛点 ウ点から一四二度五九分五四秒六・七八メートルの地点
 ノ点 辛点から二三二度二九分四二秒一・一〇メートルの地点
 オ点 ノ点から一四二度五八分一六秒五・六二メートルの地点
 ク点 オ点から五三度〇〇分一七秒一・一〇メートルの地点
 ヤ点 ク点から一四二度五八分三五秒一四・〇〇メートルの地点
 マ点 ヤ点から二三九度五六分一〇秒一・四〇メートルの地点
 ケ点 マ点から二三三度〇六分一七秒一三・五〇メートルの地点
 フ点 ケ点から二三八度二九分一六秒〇・五九メートルの地点
 コ点 フ点から二三二度一一分三六秒〇・四四メートルの地点
 エ点 コ点から三三二度三七分三五秒四・四六メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及びち点とテ点を結ぶ春分秋分の満潮位（プラス三・五〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

テ点 姫島村北浦漁港工事基準点二（北緯三三度四三分四六秒二三〇、東経一三二度三八分五〇秒五〇四）から七五度〇七分二五秒三・〇九メートルの地点
 ア点 テ点から五九度三九分四〇秒一・一〇メートルの地点
 サ点 ア点から一五四度五五分〇〇秒一七・三一メートルの地点
 キ点 サ点から二四五度一分一九秒〇・九九メートルの地点

ユ点 キ点から一五四度五四分五四秒二・六〇メートルの地点
 メ点 ヌ点から六五度二九分二五秒一・〇一メートルの地点
 ミ点 メ点から一五四度五九分四六秒一・一〇メートルの地点
 シ点 ミ点から二四四度三二分三九秒〇・九九メートルの地点
 エ点 シ点から一五四度四七分〇九秒二・六〇メートルの地点
 ヒ点 エ点から六四度四六分五一秒一・〇一メートルの地点
 モ点 ヒ点から一五四度五二分四七秒一・〇九メートルの地点
 セ点 モ点から一三七度一九分五〇秒一〇・八三メートルの地点
 ス点 セ点から二六度二五分三〇秒一・〇〇メートルの地点
 ソ点 ス点から一三七度二四分〇〇秒二・六一メートルの地点
 ツ点 ソ点から四六度一八分〇〇秒一・〇〇メートルの地点
 テ点 ツ点から一三七度二分五九秒一〇・七五メートルの地点
 ト点 ろ点から一九七度一四分四二秒二八・九三メートルの地点
 ナ点 は点から二九〇度五六分五三秒一・九七メートルの地点
 ニ点 に点から三三二度〇四分五八秒三二・四七メートルの地点
 ホ点 ほ点から四九度五八分一二秒一九・七〇メートルの地点
 ヘ点 へ点から六三度一六分一六秒七・三五メートルの地点
 ト点 と点から三三四度五九分一七秒二四・五三メートルの地点

3 面積

第一区域 一、〇六七・一四平方メートル
 第二区域 一、〇四一・一九平方メートル

計 二、一〇八・三三平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成十九年八月二十日 指令漁整第七六二号

五 縦覧の場所
 姫島村役場

大分県告示第四百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港大在地区のコンテナターミナルの港湾施設の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十一年五月十五日

大分県知事職務代理者
大分県副知事 二 日市 具 正

一 受託者の住所及び名称
大分市大字大在六番
株式会社大分国際貿易センター
代表取締役社長 武 石 光 夫
二 委託期間
平成二十一年四月一日から
平成二十六年三月三十一日まで

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十一号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十一年四月一日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。
平成二十一年五月十五日

一 政党の支部
大分県選挙管理委員会委員長 梅 木 哲

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党宇佐市連合支部	本多睦治	宮田哲哉	宇佐市大字四日市三八〇―一
自由民主党大分県環境保全支部	徳丸幸治	徳丸奨	国東市安岐町塩屋三一四―二 安岐運輸株式会社内
二 その他の政治団体			
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
阿部長夫後援会	川野昭信	木元賢治	杵築市大字熊野一六八三

岩下和生後援会	中元 認	宮成英昭	日田市中津江村栃野二九八五
大分民主クラブ	小嶋秀行	天野輝子	大分市中春日町五一二六
太田洋一郎後援会	日野重文	佐藤高広	由布市湯布院町川上二〇七九―六
小座本要後援会	長尾景隆	寺西秀夫	中津市耶馬溪町大字大島一五二三
川野たつり政経研究会	秋田博雅	佐藤壽子	津久見市岡町二―一五
くさの圭次後援会	石井春男	吉田宏	日田市隈一―一―二六
工藤いつせい後援会	工藤一成	後藤工生	竹田市大字玉来五四三―五五
熊谷健作後援会	大神公明	又野君代	速見郡日出町三六一―八一
圭川会	草野圭次	吉田宏	日田市隈一―一―二六
児玉せいぞう政策研究後援会	高山健治	児玉誠三	竹田市大字竹田町四〇五一―一
さがら勝彦と「日田を良くする会」	相良勝彦	相良清孝	日田市田島一―二―一一
さわやかなまらづくりに挑戦する会（財津さやか後援会）	財津さやか	財津洋之助	日田市玉川三―一五〇九
秀友会	安部秀昭	安部隆	佐伯市駅前一―二―二一
新志会	吉野克巳	大島純一	日田市田島二―一五―六一五 井上伸史事務所内

平成二十一年五月十五日

大分県報（告示・選管委告）

政治結社大日本国武会	中嶋哲也	中嶋哲也	国東市武蔵町古市二八八一
天照皇誠会	姫野龍應	姫野龍應	大分市大字小池原一七三〇一
とみく征一後援会	田坂友治	藤元松喜	杵築市大字日野八三二
服部公司後援会	井上昭雄	小畑純二	中津市大字角木一五三一四
埴晋後援会	加藤康夫	外園健一	中津市中殿町一三九一
古江信一後援会	今富清	篠田大三	中津市大字大新田四八三一八
松岡敏勝後援会	御座岡直巳	小林太	中津市本耶馬溪町東屋形六五〇
もちまつ律夫後援会	藤川五助	藤川五助	宇佐市四日市一一六五
森高重春後援会	森高重春	森高道世	日田市天瀬町本城三八四
矢野こうけい後援会	矢野晃	矢野晃	宇佐市安心院町龍王二三五一

○訓 令 甲
○教育委員会訓令甲
○企業局訓令

大分県訓令甲第三十一号
大分県教育委員会訓令甲第十九号
大分県企業局訓令第九号

知 事 部 局
教 育 庁

大分県水源地域対策委員会設置規程
を次のように改正する。

平成二十一年五月十五日

大分県知事職務代理者
大分県副知事 二日市 具 正
大 分 県 教 育 委 員 会
大分県企業局長 堤 喜代司

昭和四十九年大分県教育委員会訓令第四号
大分県企業局訓令第二号

企 業 局
の 一 部

第三条第二項中「委員長は、」の下に「知事が指定する」を加える。
別表の総務部の項中「市町村振興局長」を「市町村振興課長」に改め、同表の企画振興部の項中「企画調整課長」を「政策企画課長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○監 査 公 表

監査委員公表第475号

平成20年3月26日付け監査第888号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成21年5月15日

大分県監査委員 阿 南 馨
大分県監査委員 阿 野 邦 子
大分県監査委員 井 上 伸 史
大分県監査委員 賀 来 和 敏

職員住宅及び職員宿舎の管理運営に係る措置の状況 (平成21年3月31日現在)		
項目	監査の結果及び意見	措置の内容
1 職員住宅等に係る管理運営の在り方 (1) 全体的視点 ① 部局の枠を越えた協議の場の設置	各部局においては、それぞれが所管する職員住宅等の整備、再編等に係る計画や方針は策定されていたが、部局間における職員住宅等の管理運営に係る協議の場がなく、職員住宅等に係る情報が共有されていないことから、全部局における職員住宅等の利用実態等の現状や県としてどのくらいの職員住宅等が必要なのか十分に把握されていないこと。またこれらの職員住宅等の中には十分に有効活用が図られていないものがあることなど、職員住宅等の管理運営方法において検討すべき諸課題があることが認められた。 以上ことから、職員住宅等に係る情報を共有するために、部局の枠を越えた職員住宅等の利用に係る協議の場を速やかに設置することにより、県全体の職員住宅等の現状を把握し、職員住宅等の必要数やその有効活用策など職員住宅等の管理運営に係る諸課題について、積極的に検討すること。	職員住宅及び職員宿舎の管理運営について協議するため、平成20年5月15日に総務部審議監、同人事課長、同県有財産利活用推進室長、教育庁福利課長、警察本部会計課長、同厚生課長、企業局総務課長及び病院局総務経営課長で構成する職員住宅等管理連絡協議会を設置した。
② 維持管理の省力化等を考慮に入れた管理運営方法等 ア 職員宿舎に係る民間賃貸住宅の借上げ	職員宿舎については、一部を除き、民間賃貸住宅の借上げが進んでいないことが判明した。 しかしながら、老朽化が進んでいく職員宿舎を維持管理する上において増加する維持管理費、一方では利便性が高く、維持管理の上で効果的な民間賃貸住宅が増加しているという状況を考慮すると、民間賃貸住宅の借上げについても今後検討すること。	平成21年度から東部振興局長宿舎について借上げを行うこととした。
イ 今後の職員住宅等	本県の厳しい財政状況等の中で、今後老朽化していく職員住宅等の維持管理には、経費の増加が見込まれる。 また、民間社宅については、今後縮小・廃止を検討している企業が相当数に上っている状況にある。 さらに、他都道府県においても、職員住宅等の老朽化、入居率の低下、道路交通網の整備、民間賃貸住宅の充実等を理由として縮小・廃止するところが大半を占めており、その中には、行財政改革等の理由から、既に職員住宅等を全廃しているところも見受けられる。このような状況を踏まえて、職員の福利厚生や事務事業における必要性などに留意しつつ、職員住宅等が県の財政状況や職員の需要に応じた適正なものとなるよう、廃止も含めた検討を行っていくこと。	職員住宅については、職員住宅の見直し基本方針に基づき、住宅規模の適正化に努める。 職員宿舎については、必要性を点検し、不要なものは売却や用途変更を行う。

<p>(2) 個別的視点 ① 個々の職員住宅等に係る存続の要否の判断</p>	<p>職員住宅等を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、各部署において、個々の職員住宅等に係る存続の要否について検討する必要がある。これらの判断に当たっては、維持修繕に要する経費、民間賃貸住宅の状況、さらに、次に掲げる地方機関の再編や他部署への移管等を考慮することが肝要である。</p> <p>ア 地方振興局が廃止された管内に所在する職員住宅 地方振興局が廃止された管内の職員住宅で、今後も入居率の改善が見込まれないものについては、廃止することも含めて検討すること。</p> <p>イ 他部署への職員住宅等の移管等 有効活用の観点から、需要が低いと見込まれる職員住宅等については、必要な部署への移管等を検討すること。</p>	<p>職員住宅の見直し基本方針等に基づき必要性を判断し、廃止した職員住宅等は、職員住宅等管理連絡協議会で情報交換を行い、他部署への移管について協議する。</p>
<p>2 既存住宅等の有効活用 (1) 職員住宅等に係る部局間の相互利用 ① 職員住宅</p>	<p>職員住宅の入居率は、県全体では81.2%であり、そのうち、知事部局は78.0%、教育委員会は78.5%と、県全体と比べ入居率が低くなっている一方、警察本部においては、原則的に管内居住が義務付けられていることもあり、86.6%と入居率が高くなっている。</p> <p>また、職員住宅については、規則上では各部署間の相互利用が認められているが、実際には相互利用は4件とごく少数にとどまっている状況であることが、監査の結果判明した。</p> <p>職員住宅の有効活用を図るといふ観点から、当面空き室が見込まれる職員住宅については、部局間における相互利用の一層の推進を検討すること。</p>	<p>当面空き室が見込まれる職員住宅への入居を一層推進するため、職員住宅等管理連絡協議会で空き室や入居希望の情報交換に努める。</p> <p>また、平成21年1月から、4半期ごとにe-office掲示板（県庁内の電子掲示板）に空き室情報を掲示し、職員に周知することとした。</p>
<p>② 職員宿舍</p>	<p>職員宿舍のうち、農林水産関係の試験研究機関の構内等に設置している職員宿舍（所属長等幹部職員用を除く。以下「構内等宿舍」という。）の入居率は、28.4%となっている。</p> <p>構内等宿舍は、職務の性格から勤務場所の敷地内等に設置されたものであるが、道路交通網の整備により自宅から通勤可能となっていること、組織の合理化により定数が削減されていることなどにより入居率が低下していると考えられる。</p> <p>このため、施設が老朽化し、使用に耐えないと思われるものを除き、空き室が見込まれる場合には、構内等宿舍であっても他機関の職員による利用を検討すること。</p>	<p>畜産試験場職員宿舍の空き室については、異動時期に竹田・三重地区の県の機関に広報し、職員の利用促進に努める。</p>

<p>(2) 入居資格の弾力的運用</p>	<p>職員住宅の世帯用住宅に係る单身者又は单身者の入居率は、県全体では32.1%であり、特に、教育委員会では53.9%と高くなっており、世帯用住宅が单身者又は单身者の需要を補っている状況である。世帯用としては狭隘な職員住宅を单身者又は单身者の使用に供することは、財産の有効活用の観点から適当であると考えられるので、より積極的な活用を検討すること。</p>	<p>世帯用住宅の空き室への单身者又は单身者の入居を促進するため、平成21年1月から、4半期ごとにe-office掲示板に空き室情報と单身者も世帯用住宅に入居できることを掲示することとした。</p>
<p>(3) 他用途施設としての活用の検討</p>	<p>廃止すべき職員住宅等について、他用途施設への転用の事例はないことが判明した。 他都道府県においては、全体としては少数であるが、廃止になった職員住宅等を他用途施設(例：Uターン者向けの住宅等)として活用しているところも見受けられる。 このような状況を踏まえて、活用の見込みない職員住宅等については、他用途施設へ転用し、県の施策上有効に活用することを検討すること。</p>	<p>廃止した職員住宅等は、他都局への移管、県の機関による他用途利用、国・市町村の利用について検討した上で売却等の処分を行うこととしており、引き続き速やかな処分等に努める。 また、廃止した職員住宅等の他用途施設への転用を促進するため、廃止した職員住宅等の情報をe-office掲示板等に掲示する。 不要な職員宿舎を倉庫に用途変更した。</p>
<p>3 使用料等の適正な徴収等</p> <p>(1) 民間賃貸住宅の家賃等を考慮に入れた使用料等の設定</p>	<p>近年、各都局とも、民間賃貸住宅の家賃等を勘案し、職員住宅及び職員宿舎の使用料等の見直しを行っているが、職員住宅の使用料等については県民の理解が得られる金額とすべきであり、今後とも適宜検討を行うっていくこと。</p>	<p>今後とも民間家賃の動向等にも留意し、県民の理解が得られるように職員住宅使用料等について適宜検討を行う。</p>
<p>(2) 駐車場使用料の徴収</p>	<p>駐車場使用料について、職員住宅では、駐車場使用料の名目では料金を徴収していないが、職員住宅の使用料の算定基礎に駐車場整備に係る費用を含めており、職員住宅の使用料の中には駐車場使用料相当額が含まれていること、職員宿舎では、駐車場使用料を徴収していないことが判明した。 しかしながら、民間賃貸住宅においては、家賃とは別個に駐車場料金の負担があることが通常であり、県営住宅でも駐車場を整備したところについては、家賃とは別個に駐車場使用料を徴収している。 また、大半の他都道府県において、職員住宅、職員宿舎いずれとも、職員住宅の使用料等とは別個に駐車場使用料を徴収している状況である。 このような状況を踏まえて、駐車場を整備した職員住宅については、駐車場利用者から職員住宅の使用料とは区別して駐車場使用料を徴収する方策を、また、職員宿舎については、駐車場使用料を今後新たに徴収することなど、県民が納得しうる対応を検討すること。</p>	<p>職員住宅については、平成21年度から、舗装、車止め及び区画線で整備された駐車場1区画につき月額2,700円を駐車場使用料として徴収する。 職員宿舎については、平成21年度から、舗装、車止め及び区画線で整備された駐車場1区画につき月額1,400円を駐車場使用料として徴収する。</p>

<p>(3) 徴収の遅延防止</p>	<p>平成18年度における職員住宅の使用料の滞納件数は延べ579件、職員宿舍の貸付料の滞納件数は延べ81件あることが判明した。このうち納期限後1か月を超えて納付されたものは、職員住宅については延べ14件、職員宿舍については延べ2件であり、大半は納期限後1か月以内に納付されたものであった。 県職員である入居者は率先して納期内納付を行うべきであるにもかかわらず、滞納している実態が散見される。このため入居者に対して納期内納付を行うようさらに指導を強めること。 また、他都道府県においては、滞納発生の防止、利便性の向上、事務の簡素化等に効果があることから給与控除や口座振替等の徴収方法を実施しているところが多く見受けられる。 このような状況を踏まえて、今後、職員住宅の使用料等の徴収方法について、給与控除等を導入することを検討すること。</p>	<p>納期内納付の徹底について、各入居者に対して文書等により指導した。 条例を改正し、平成21年度から給与控除を実施する。</p>
<p>(4) 経費の適正な負担</p>	<p>職員住宅等について本来入居者が負担すべき量表や襖替えの経費、浄化槽の清掃・点検（法定点検を除く。）に係る費用等を管理所属が負担していた事例が見受けられた。 このため、管理所属は、管理所属に対し、経費の負担については、規則等に定められた区分に基づき適正に行うよう強く指導すること。</p>	<p>規則等に従った経費負担を行うよう指導した。</p>
<p>4 財産としての適正な管理</p> <p>(1) 必要な修繕等の実施</p>	<p>柱や壁のひび割れ、雨漏り、床板の腐食、外壁の剥落などが見られる職員住宅等が相当数見受けられたので、これらについては修繕を実施し、適切な維持管理を行うこと。 また、管理所属が浴槽等を修繕したり、退居者が畳・襖替えを行うたにもかかわらず、その後長期間未入居の状態が続き、カビが生えるなど、そのままでは使用に耐えないと思われる事例が散見された。 このため、空き室（家）になっているところは、「住宅管理人」に定期的に通風を行わせるなどして、修繕費用等が無駄にならないように努めること。</p>	<p>壁のひび割れ、床板の腐食、外壁の剥落などの修繕を行った。 住宅管理人等が定期的に通風を行うこととした。</p>
<p>(2) 入退居に係る事務手続の適正化</p>	<p>入退居の事務手続に係る管理所属の担当者用マニュアルを作成している機関はごく少数であった。また、退居時の検査については、目視でのみ行っており、文書により検査項目等をまとめていたところはほとんどなく、そのことが原因で後に入居した者との間でトラブルが生じた事例が見受けられた。 このため、管理所属は、管理所属の担当者が、入退居の手続についての問い合わせに即座に対応できるためのマニュアル、及び退居時の検査を適切に行うように検査手順、検査項目等を定めた検査マニュアルの整備を検討すること。</p>	<p>入居から退居までの手続等に関する管理担当者用の「職員住宅等の手引」を作成し、各管理所属に配布した。</p>

<p>(3) 消防法等の法令遵守 ① 消防法関係</p>	<p>消防法（昭和23年法律第186号）の規定により、50人以上が居住する集合住宅については、防火管理者の設置及び避難訓練の実施が義務付けられているが、同法の規定どおりになっていない事例があった。また、延べ面積が150㎡以上のものである消火器又は簡易消火器具を設置しなければならぬが、消火器について、定期的な点検を行っていないため、使用不能となっている事例があった。</p> <p>このため、防火管理者の設置及び避難訓練の実施については、消防法の規定を遵守すること。また、消火器の設置及び維持管理については適切に行うこと。</p>	<p>防火管理者を設置し、管轄する消防署へ届出を行った。また、避難訓練等を実施した。</p> <p>消火器を設置し、定期点検を行うこととした。</p>
<p>② 建築物の耐震改修の促進に関する法律 関係</p>	<p>職員住宅については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき耐震診断が必要なものか11施設（知事部局：5施設、教育委員会：3施設、警察本部：3施設）あったが、耐震診断を実施していた施設はなく、また、同法に基づき耐震改修を行っていた施設もないことが判明した。</p> <p>なお、地震長期予測によると、今後大規模な地震の発生が予想されていることから、これらの施設においては、耐震診断や耐震改修を早急に検討すること。</p>	<p>県管住宅の耐震性判定に準拠して判定した結果、耐震性の問題はなかった。</p>
<p>(4) 入居者に対する適切な指導</p>	<p>職員住宅等の通路、階段等共用部分の清掃や敷地の除草が不十分な事例、植栽が高木化し、隣接する住宅や道路等に枝葉がはみ出し、景観を損ねている事例、空き部屋を倉庫等に利用していた事例、退居者の電気製品、自転車等が放置されている事例等が、部局を問わず多数見受けられた。</p> <p>このため、管理所属は、入居者に居住環境の整備についての適切な指導を検討すること。</p>	<p>共用部分の清掃、敷地の除草、退居者の放置物の整理、危険物保管庫の管理等について、入居者に対して適正な管理に努めるよう文書等により指導した。</p> <p>入居者がいないため、管理所属において適正な維持管理に努める。</p>